

令和6年8月からの変更点

雇用保険の賃金日額および基本手当日額、高年齢雇用継続給付の支給限度額等は、毎年8月から変更されます。本書掲載の以下の箇所については、令和6年8月から令和7年7月までの間は、以下の金額に読み替えてください。

●33ページ・上の表

■賃金日額に応じた基本手当日額の給付率と上・下限額（60～64歳の場合）

賃金日額	《下限額》 2,869円	2,869円以上 5,200円未満	5,200円以上 11,490円以下	11,490円超 16,490円以下	《上限額》 16,490円
給付率 (額)	《下限額》 2,295円	80%	80%～45%	45%	《上限額》 7,420円

《参考》（45～59歳の場合）

賃金日額	《下限額》 2,869円	2,869円以上 5,200円未満	5,200円以上 12,790円以下	12,790円超 17,270円以下	《上限額》 17,270円
給付率 (額)	《下限額》 2,295円	80%	80%～50%	50%	《上限額》 8,635円

※上の金額は令和6年8月から令和7年7月までのもので、毎年8月に改定されます。

●34ページ・下 「賃金が低くなるほど、支給率が高い」の項 注釈

※60歳到達時賃金の上限は494,700円、下限は86,070円。雇用継続給付の支給限度額は、376,750円から賃金を引いた額。計算された支給額が2,295円以下の場合には支給されない。（これらは令和7年7月までの額。毎年8月に改定）